**太陽光発電設備を取得された方へ**

**１．太陽光発電設備の申告について**

事業用として太陽光発電設備を設置している場合には、発電出力・全量売電・余剰売電にかかわらず、課税の対象となり固定資産税（償却資産）の申告が必要になります。

（１０Ｋｗ未満で住宅用の太陽光発電設備は対象外となります）

**２．再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置**

再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された自家消費型の太陽光発電設備は，固定資産税の軽減特例の対象となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **取得時期** | **平成２８年４月１日****から****平成３０年３月３１日** | **平成３０年４月１日****から****令和4年３月３１日** |
| **特例内容** | 該当設備に対して固定資産税（償却資産）が課税されることとなった年度から３年度分について、課税標準額が３分の２となります。 | **【10キロワット以上1000キロワット未満】**該当設備に対して固定資産税（償却資産）が課税されることとなった年度から３年度分について、課税標準額が３分の２となります。**【1000キロワット以上】**該当設備に対して固定資産税（償却資産）が課税されることとなった年度から３年度分について、課税標準額が４分の３となります。 |
| **必要書類** | 1. **再生可能エネルギー発電設備の償却資産に係る課税標準の特例適用申告書（別紙）**
2. **「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し**
 |

**【申請方法】償却資産申告書と併せて、税務課資産税グループまで提出してください。**

**※太陽光発電設備の事業者（所有者）様が異なる場合や、事業が開始されていない場合には、**

**お手数でもご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

【お問い合わせ及び提出先】

〒311-3892

茨城県行方市麻生１５６１－９

行方市役所　税務課　資産税グループ

TEL：０２９９－７２－０８１１

(内線 ： 315　317)

【お問い合わせ及び提出先】

〒311-3892

茨城県行方市麻生１５６１－９

行方市役所　税務課　資産税グループ

TEL：０２９９－７２－０８１１

(内線 ： 315　317)

【お問い合わせ及び提出先】

〒311-3892

茨城県行方市麻生１５６１－９

行方市役所　税務課　資産税グループ

TEL：０２９９－７２－０８１１

(内線 ： 315　317)

【お問い合わせ先及び提出先】

〒311-3892

茨城県行方市麻生１５６１－9

行方市役所　税務課　資産税グループ

TEL：０２９９－７２－０８１１

（内線 : 316　318）